【様式２】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	こども家庭部 保育・幼稚園課

実施事案名	松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	国は、こども未来戦略に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を創設しました。 事業を実施するためには、市町村が、設備及び運営に関する基準を、国の定める基準に従い、又は参酌して条例で定めることとされており、令和７年１月に国の基準が公布されたことから、令和７年度中の事業実施に向けて、本市の基準を条例で定めるものです。
策定根拠となる法令等	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１６第２項 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が３０日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和７年５月２０日（火）